

#

各条例所管部署 ・総務部 人事課 ・消防本部 消防総務課 ・市民生活部 地域活動推進課 ・環境経済部 環境課 ・議会事務局	(1) 職員に対して支給する期末手当の不支給、一時差止め等に関し、その要件中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの（第16条の3第3号及び第4号、第16条の4第1項第1号及び第3項第1号） ○第2条（行田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正） (1) 職員の失職の特例に関し、その要件中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの（第5条第1項） ○第3条（行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正） (1) 特別職の職員に対して支給する期末手当の不支給に関し、その要件中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの（第5条第3項第2号及び第3号） ○第4条（行田市職員の退職手当に関する条例の一部改正） (1) 職員に対して支給する退職手当の支払い差止め、支給制限等に関し、その要件中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの（第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号、第20条第4項） ○第5条（行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正） (1) 非常勤消防団員に対して支給する退職報償金の支給制限に関し、その要件中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの（第6条第1号） ○第6条（行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正） (1) 消防団員の欠格要件に関し、その要件中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの（第4条第1号） ○第7条（行田市ラブホテル建築規制条例の一部改正） (1) 改善すべき旨の命令に従わない者に対する罰則に関し、その罰則中「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの（第10条第2項） (2) その他、用語の整理を行うもの ○第8条（行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正） (1) 命令に違反した者に対する罰則に関し、その罰則中「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの（第22条第1項及び第2項） ○第9条（行田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正） (1) 個人情報を外部に提供した者、不正に収集した者等に対する罰則に関し、その罰則中「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの（第55条、第56条、第57条） 3 施行期日 (1) 第7条(2) 公布の日 (2) 第7条(2)以外 令和7年6月1日
4. 【議案第16号】 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	1 趣 旨 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、看護等のための休暇の対象となる子の範囲を拡大するほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

〔 所管部署 総務部 人事課 〕	2 内 容 (1) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の規定を新たに設けるもの（第8条の3） (2) 育児を行う職員の時間外勤務等の制限に関し、その対象を「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大するもの（第8条の4第2項） (3) 看護等のための休暇の対象となる子の範囲に関し、その対象を「小学校就学の始期に達するまでの子」から「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に拡大するもの（第14条第2項第16号） (4) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に関し、その職員に対する仕事と介護の両立支援制度の周知、職員の意向確認等について規定するもの（第17条の2） (5) 仕事と介護の両立支援制度に係る勤務環境の整備に関する措置について規定するもの（第17条の3） (6) その他、用語の整理を行うもの 3 施行期日 令和7年4月1日
5. 【議案第17号】 行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 人事課 〕	1 趣 旨 市職員の給与の改定及び扶養手当の見直しのほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 ○第1条（行田市職員の給与に関する条例の一部改正） (1) 職員に対して令和6年12月に支給した期末手当の額に関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に引き上げ、遡って適用するもの（第16条の2第2項） (2) 定年前再任用短時間勤務職員に対して令和6年12月に支給した期末手当の額に関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の68.75」から「100分の71.25」に引き上げ、遡って適用するもの（第16条の2第3項） (3) 職員に対して令和6年12月に支給した勤勉手当の額に関し、勤勉手当基礎額等に乗じる割合を「100分の102.5」から「100分の107.5」に引き上げ、遡って適用するもの（第16条の5第2項第1号） (4) 定年前再任用短時間勤務職員に対して令和6年12月に支給した勤勉手当の額に関し、勤勉手当基礎額等に乗じる割合を「100分の48.75」から「100分の51.25」に引き上げ、遡って適用するもの（第16条の5第2項第2号） (5) 職員に対して支給する給料に関し、行政職給料表に規定する給料をそれぞれ改め、遡って適用するもの（別表第1） ○第2条（行田市職員の給与に関する条例の一部改正） (1) 職員に対して支給する扶養手当に関し、その対象となる扶養親族から配偶者を除き、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当を「10,000円」から「13,000円」に引き上げるもの（第8

	条第2項及び第3項) (2) 職員に対して支給する通勤手当に関し、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を新たに加えるとともに、支給限度額を「5万5千円」から「15万円」に引き上げるもの(第10条第3項、第4項及び第5項) (3) 職員に対して支給する通勤手当に関し、その支給日、返納、支給単位期間等について規定するもの(第10条第6項、第7項、第8項及び第9項) (4) 管理職員に対して支給する管理職員特別勤務手当に関し、その支給の対象となる勤務時間帯を「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大するもの(第15条の3第2項) (5) 職員に対して令和7年4月以後に支給する期末手当の支給割合を平準化することに関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の127.5」から「100分の125」に改めるもの(第16条の2第2項) (6) 定年前再任用短時間勤務職員に対して令和7年4月以後に支給する期末手当の支給割合を平準化することに関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の71.25」から「100分の70」に改めるもの(第16条の2第3項) (7) 職員に対して令和7年4月以後に支給する勤勉手当の支給割合を平準化することに関し、勤勉手当基礎額等に乗じる割合を「100分の107.5」から「100分の105」に改めるもの(第16条の5第2項第1号) (8) 定年前再任用短時間勤務職員に対して令和7年4月以後に支給する勤勉手当の支給割合を平準化することに関し、勤勉手当基礎額等に乗じる割合を「100分の51.25」から「100分の50」に改めるもの(第16条の5第2項第2号) (9) 職員に対して支給する住居手当に関し、その適用を除外する者から定年前再任用短時間勤務職員を除き、住居手当の支給対象者に定年前再任用短時間勤務職員を新たに加えるもの(第16条の7) (10) 職員に対して支給する給料に関し、行政職給料表に規定する給料をそれぞれ改めるもの(別表第1) (11) その他、用語の整理を行うもの 3 施行期日 (1) 第1条 公布の日 (2) 第2条 令和7年4月1日
6. 【議案第18号】 行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 人事課 〕	1 趣 旨 特別職の職員の給与の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 ○第1条(行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正) (1) 特別職の職員に対して令和6年12月に支給した期末手当の額に関し、給料の月額等に乗じる割合を「100分の220」から「100分の230」に引き上げ、遡って適用するもの(第5条第2項)

	○第2条（行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正） (1) 特別職の職員に対して令和7年4月以後に支給する期末手当の支給割合を平準化することに関し、6月に支給する場合における給料の月額等に乗じる割合を「100分の205」から「100分の210」に、12月に支給する場合における給料の月額等に乗じる割合を「100分の230」から「100分の225」に、それぞれ改めるもの（第5条第2項） 3 施行期日 (1) 第1条 公布の日 (2) 第2条 令和7年4月1日
7. 【議案第19号】 行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 人事課 〕	1 趣 旨 雇用保険法の一部改正により、就業促進手当のうち就業手当が廃止されること等に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 雇用保険法の規定による就業促進手当相当額を退職手当として支給することができる者に関し、その要件を「職業に就いた者」から「安定した職業に就いた者」に改めるもの（第13条第11項第4号） (2) 就業促進手当について基本手当を支給したものとみなされる日数に関し、規定を改めるもの（第13条第14項第1号及び第2号） (3) 給付日数の延長に係る暫定措置期限に関し、その対象となる退職した職員に係る離職の日を「令和7年3月31日」から「令和9年3月31日」に延長するもの（附則第32項） 3 施行期日 令和7年4月1日
8. 【議案第20号】 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 人事課 〕	1 趣 旨 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 引用する法律の条項を改めるもの（第22条第3項） 3 施行期日 令和7年4月1日
9. 【議案第21号】 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正	1 趣 旨 会計年度任用職員の報酬の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

する条例 〔 所管部署 総務部 人事課 〕	2 内 容 ○第1条（行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正） (1) 会計年度任用職員に対して令和6年12月に支給した期末手当の額に関し、期末手当基礎額に乘じる割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に引き上げ、遡って適用するもの（第2条第10項） (2) 会計年度任用職員に対して令和6年12月に支給した勤勉手当の上限額に関し、勤勉手当基礎額に乘じる割合を「100分の102.5」から「100分の107.5」に引き上げ、遡って適用するもの（第2条第12項） ○第2条（行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正） (1) 会計年度任用職員に対して令和7年4月以後に支給する期末手当の支給割合を平準化することに関し、期末手当基礎額に乘じる割合を「100分の127.5」から「100分の125」に改めるもの（第2条第10項） (2) 会計年度任用職員に対して令和7年4月以後に支給する勤勉手当の支給上限割合を平準化することに関し、勤勉手当基礎額等に乘じる割合を「100分の107.5」から「100分の105」に改めるもの（第2条第12項） 3 施行期日 (1) 第1条 公布の日 (2) 第2条 令和7年4月1日
10. 【議案第22号】 行田市税条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 税務課 〕	1 趣 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 引用する法律の条項を改めるもの（第29条の2第8項、第41条、第47条の2第1項第1号、第76条第2項第2号、第111条の3第2項第1号、第119条第1号） 3 施行期日 令和7年4月1日
11. 【議案第23号】 行田市都市計画税条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 税務課 〕	1 趣 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 引用する法律の条項を改めるもの（附則第7項第1号）

	3 施行期日 令和7年4月1日
12. 【議案第24号】 行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 所管部署 健康福祉部 子ども未来課	1 趣 旨 乳児等の健やかな育成を保障するための乳児等通園支援事業における設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。 2 内 容 (1) 乳児等通園支援の実施に当たっての最低基準に関し、その利用乳幼児に対する育成等について規定するもの（第2条） (2) 乳児等通園支援の実施に当たっての最低基準向上に関し、勧告等の最低基準向上に向けた市長の責務及び乳児等通園支援事業者の責務等について規定するもの（第3条、第4条） (3) 乳児等通園支援事業者の一般原則に関し、人権の尊重、地域社会との交流及び連携、外部評価等について規定するもの（第5条） (4) 乳児等通園支援事業所における非常災害対策に関し、具体的計画の立案、避難及び消火訓練の実施等について規定するもの（第6条） (5) 乳児等通園支援事業者における利用乳幼児の安全確保に関し、安全計画の策定、研修及び訓練等の定期的実施等について規定するもの（第7条） (6) 乳児等通園支援事業者が自動車を運行する場合に関し、利用乳幼児の所在確認、見落とし防止装置の設置等について規定するもの（第8条） (7) 乳児等通園支援事業者の職員に関し、児童福祉事業等に熱意のある者等の一般的条件、知識及び技能の向上等の努力義務等について規定するもの（第9条、第10条） (8) 乳児等通園支援事業所が他の社会福祉施設等を併せて設置する場合に関し、その設備及び職員の基準、兼任等について規定するもの（第11条） (9) 乳児等通園支援事業者の有する原則に関し、その利用乳幼児に対する差別的取扱いの禁止について規定するもの（第12条） (10) 乳児等通園支援事業者の職員に関し、その利用乳幼児に対する虐待行為等の禁止について規定するもの（第13条） (11) 乳児等通園支援事業所の設備等の衛生管理に関し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修、訓練等について規定するもの（第14条） (12) 乳児等通園支援事業者が食事を提供する場合に関し、その調理のための設備について規定するもの（第15条） (13) 乳児等通園支援事業者が定めるべき規程に関し、事業の目的及び運営の方針、乳児等通園支援の内容、非常災害対策等事業の運営に関する重要事項の策定義務について規定するもの（第16条） (14) 乳児等通園支援事業者が整備する書類に関し、その施設の職員、財産、利用乳幼児の処遇状況等を明示した帳簿の整備義務について規定するもの（第17条） (15) 乳児等通園支援事業者の職員の秘密保持等に関し、業務上知りえた秘密の漏えい防止及び必要な措置について規定するもの（第18条）

	(16) 利用乳幼児の保護者等からの苦情対応に関し、乳児等通園支援事業者が設置する苦情受付窓口等について規定するもの（第19条） (17) 乳児等通園支援事業の区分に関し、その区分を「一般型乳児等通園支援事業」及び「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、その要件等について規定するもの（第20条） (18) 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準に関し、乳児室及びほふく室の面積要件、設置用具等について規定するもの（第21条） (19) 一般型乳児等通園支援事業所の配置職員に関し、その職員の有する資格、人数等について規定するもの（第22条） (20) 一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の内容に関し、その利用乳幼児の保護者等の心身の状況等に応じた支援について規定するもの（第23条） (21) 一般型乳児等通園支援事業者及び余裕活用型乳児等通園支援事業者と利用乳幼児の保護者との連絡に関し、その保護者の理解及び協力を得るための努力義務について規定するもの（第24条） (22) 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員に基準に関し、その事業所の態様区分ごとの基準について規定するもの（第25条） 3 施行期日 令和7年4月1日
13. 【議案第25号】 行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 健康福祉部 〕 〔 子ども未来課 〕	1 趣 旨 学童保育室の定員数等を引き続き維持するため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 学童保育室施設の面積要件及び定員要件を引き続き維持するための経過措置に関し、その期限を「令和7年3月31日」から5年間延長し、「令和12年3月31日」とするもの（附則第2項） 3 施行期日 公布の日
14. 【議案第26号】 行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 健康福祉部 〕 〔 高齢者福祉課 〕	1 趣 旨 敬老の意を表し、長寿を祝福するため贈呈する敬老祝金について、年度単位での贈呈に改めるため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 敬老祝金贈呈対象者に関し、同学年の者が同一年度に敬老祝金を受け取れるよう、その要件を改めるもの（第2条第2号） (2) その他、用語の整理を行うもの 3 施行期日 令和7年4月1日

15.

【議案第27号】

行田市景観条例

〔 所管部署 都市整備部
都市計画課 〕

1 趣 旨

本市の自然、歴史、文化及び生活と調和した良好な景観の形成を図ることで、市民の誇りと愛着を育み、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に向け、地域の特性を活かした良好な景観の形成等に関する事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 内 容

- (1) 景観づくりを推進するための施策等に関し、市、市民及び事業者の責務について規定するもの（第3条、第4条、第5条）
- (2) 国、他の地方公共団体等に対する景観づくりのため協力要請について規定するもの（第6条）
- (3) 景観づくりを推進するための景観計画に関し、その策定、意見聴取等について規定するもの（第7条）
- (4) 特に一体的な景観づくりに取り組む必要等があると認める地区に関し、これらを景観づくり推進地区、景観づくり重点地区として定めることについて規定するもの（第8条、第9条）
- (5) 良好な景観の形成を促進するため策定する景観計画に関し、その提案団体について規定するもの（第10条）
- (6) 景観計画の策定等に関し、その策定等に先立っての市長との協議、意見聴取等、景観計画の提案手続について規定するもの（第11条）
- (7) 建築物等の新築、改築等を行う場合における届出に関し、届出を要する行為及び通常管理行為、軽易な行為等を行う場合における届出を要しない行為について規定するもの（第12条、第13条）
- (8) 建築物等の新築、改築等を行う場合における届出に関し、その添付書類について規定するもの（第14条）
- (9) 景観計画区域内においてあらかじめ届け出なければならない特定届出対象行為に関し、その対象について規定するもの（第15条）
- (10) 建築物等の新築、改築等を行う場合の届出に関し、届出に先立っての市との事前協議について規定するもの（第16条）
- (11) 景観計画に適合しないと認める行為に関し、それらの行為をしようとする者に対して市長が行う助言及び指導について規定するもの（第17条）
- (12) 市長からの助言又は指導に従わない場合に関し、それらの者に対して市長が行う勧告、公表等について規定するもの（第18条）
- (13) 市長が設計の変更、原状回復等を命じる場合に関し、変更命令等に先立っての意見聴取について規定するもの（第19条）
- (14) 建築物等の新築、改築等が完了した場合等に関し、その報告義務について規定するもの（第20条）
- (15) 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物に関し、これを景観重要建造物として指定すること等について規定するもの（第21条、第22条）
- (16) 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木に関し、これを景観重要樹木として指定すること等について規定するもの（第23条、第24条）
- (17) 景観に配慮した公共施設の整備等に関し、公共施設の設置者等が有する良好な景観の形成を促進するための努力義務について規定するもの（第25条）

	(18) 良好な景観の形成に関し、市長が定める景観形成指針及び公共施設の整備等を行う者に対して行う協議について規定するもの（第26条、第27条） (19) 良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体に関し、それらを景観づくり団体として認定することについて規定するもの（第28条） (20) 市長が景観重要建造物の所有者等に対して行う技術的支援等について規定するもの（第29条） (21) 景観づくりを推進するために設置する行田市景観審議会に関し、その所掌事務、組織等について規定するもの（第30条、第31条、第32条、第33条） (22) 良好な景観の形成等のための技術的及び専門的助言を聴くための行田市景観アドバイザーに関し、その設置、助言内容等について規定するもの（第34条） 3 施行期日 令和7年5月1日
16. 【議案第28号】 行田市手数料条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 〕 ・都市整備部 建築開発課 ・市民生活部 市民課	1 趣 旨 確認申請等に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する基準で申請する場合の手数料への加算のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 都市計画区域内等における建築物に係る確認申請等に関し、その面積区分及び手数料の金額を改めるもの（別表第1「建築基準法第6条第1項第2号及び第3号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査」の項） (2) 建築確認等における建築物省エネ法仕様基準で申請する場合の加算に関し、その面積区分及び手数料の金額を新たに加えるもの（別表第1「建築基準法第6条第1項第2号及び第3号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）による仕様基準で申請する場合の加算）」の項） (3) 建築設備に関する確認申請及び計画通知に対する審査に関し、その設備区分及び手数料の金額を新たに加えるもの（別表第1「建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項に基づく建築設備に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査」の項） (4) 建築物の完了検査及び省エネ基準の適合状況を確認する場合の加算に関し、その面積区分及び手数料の金額を改めるもの（別表第1「建築基準法第7条第1項及び第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査」及び「建築基準法第7条第1項及び第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による完了検査にて省エネ基準の適合状況を確認する場合の加算）」の項） (5) 建築設備に関する完了検査に関し、その設備区分及び手数料の金額

	を新たに加えるもの（別表第1「建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項及び第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査」の項） (6) 建築物の仮使用認定申請に対する審査に関し、その手数料の金額を新たに加えるもの（別表第1「建築基準法第7条の6第1項の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査」の項） (7) 既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査に関し、その手数料の金額を新たに加えるもの（別表第1「建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査」及び「建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査」の項） (8) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に関し、その面積区分及び手数料の金額を改めるもの（別表第1「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定」の項） (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査に関し、その面積区分及び手数料の金額を改めるもの（別表第1「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査（複数建築物の計画の認定の場合にあっては、当該計画における一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額）」の項） (10) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査に関し、その面積区分及び手数料の金額を改めるもの（別表第1「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査（複数建築物の計画の変更の場合にあっては、変更が行われる一の建築物及び新しく追加される一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額）」の項） (11) 軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査に関し、その面積区分及び手数料の金額を改めるもの（別表第1「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査」の項） (12) 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査に関し、その面積区分及び手数料の金額を改めるもの（別表第1「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査」の項） (13) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査に関し、その面積区分及び手数料の金額を改めるもの（別表第1「都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査」の項） (14) 引用する法律の名称及び条項を改めるもの（別表第1、別表第1備考） (15) 引用する法律の条項を改めるもの（別表第3） (16) その他、用語の整理を行うもの
--	---

	3 施行期日 (1) 上記(15) 公布の日 (2) 上記(1)～(14)、(16) 令和7年4月1日																				
17. 【議案第29号】 行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 都市整備部 下水道課 〕	1 趣 旨 行田富士見工業団地拡張地区（若小玉地区）の整備完了に伴い、都市計画下水道事業に係る受益者負担金を徴する区域を新たに設けるため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 都市計画下水道事業に係る受益者負担金を賦課する区域に「第9負担区」を新たに加え、同負担区の1平方メートル当たりの負担金額を「350円」とするもの（別表） <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区の名称</th><th>1平方メートル当たりの負担金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1負担区</td><td>145 円</td></tr> <tr><td>第2負担区</td><td>345 円</td></tr> <tr><td>第3負担区</td><td>350 円</td></tr> <tr><td>第4負担区</td><td>260 円</td></tr> <tr><td>第5負担区</td><td>345 円</td></tr> <tr><td>第6負担区</td><td>350 円</td></tr> <tr><td>第7負担区</td><td>350 円</td></tr> <tr><td>第8負担区</td><td>350 円</td></tr> <tr><td>第9負担区</td><td>350 円</td></tr> </tbody> </table> (2) その他、用語の整理を行うもの 3 施行期日 令和7年4月1日	負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額	第1負担区	145 円	第2負担区	345 円	第3負担区	350 円	第4負担区	260 円	第5負担区	345 円	第6負担区	350 円	第7負担区	350 円	第8負担区	350 円	第9負担区	350 円
負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額																				
第1負担区	145 円																				
第2負担区	345 円																				
第3負担区	350 円																				
第4負担区	260 円																				
第5負担区	345 円																				
第6負担区	350 円																				
第7負担区	350 円																				
第8負担区	350 円																				
第9負担区	350 円																				
18. 【議案第30号】 行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 都市整備部 上下水道経営課 〕	1 趣 旨 企業職員に対して支給する扶養手当の見直しのほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 企業職員に対して支給する扶養手当に関し、その対象となる扶養親族から配偶者を除き、配偶者に係る手当を廃止するもの（第6条第2項） (2) 管理職員に対して支給する管理職員特別勤務手当に関し、その支給の対象となる勤務時間帯を「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大するもの（第12条の2第3項） (3) その他、用語の整理を行うもの 3 施行期日 令和7年4月1日																				

19.

【議案第31号】

行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔 所管部署 消防本部
消防総務課 〕

1 趣 旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に支給する退職報償金の支給額等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 内 容

(1) 非常勤消防団員が退職した場合に支給する退職報償金に関し、その者の勤続年数の区分に「35年以上」を加え、その金額を新たに定めるもの(別表)

階級	勤続年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 <u>1,079</u>
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

3 施行期日

令和7年4月1日

20.

【議案第32号】

財産の貸付けについて

〔 所管部署 総合政策部
財産管理課 〕

1 趣 旨

令和5年3月に閉校した旧行田市立太田東小学校について、貸付料基準額を下回る金額で民間事業者に貸し付けようとするものです。

2 内 容

(1) 貸付けの目的

令和5年3月に閉校した旧行田市立太田東小学校の敷地及び建物を公募で選定した民間事業者に貸し付け、撮影スタジオ及び研修施設として活用することで、地域の活性化を図ることを目的とする。

(2) 貸付けの相手方

東京都品川区西五反田7丁目9番5号 SGテラス6階
株式会社JELLYFISH
代表取締役 田中 翔

(3) 貸付期間

令和7年4月1日から令和27年3月31日までの20年間

(4) 貸付金額

年額 金 1,584,000円(消費税及び地方消費税込み)

(5) 貸付料基準額

年額 金 5,025,240円(消費税及び地方消費税込み)

2 1. 【議案第33号】 市の境界変更について 〔 所管部署 総務部 総務課 〕	1 趣 旨 県営土地改良事業（鴻巣・行田地区）の工事完了に伴い、整備後の道路界及び水路界をもって新たな行政界とするため、埼玉県知事に申請しようとするものです。 2 内 容 (1) 鴻巣市広田字向領の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地等を行田市に編入するもの（別紙 境界変更調書） (2) 行田市大字野字中島の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地等を鴻巣市に編入するもの（別紙 境界変更調書）
2 2. 【議案第34号】 境界変更に伴う財産処分に関する協議について 〔 所管部署 総務部 総務課 〕	1 趣 旨 県営土地改良事業（鴻巣・行田地区）に伴う市の境界変更により財産処分が生じたことから、地方自治法第7条第5項の規定により行田市と鴻巣市において協議しようとするものです。 2 内 容 (1) 行田市が所有する行田市大字野字中島等の道路及び水路を、鴻巣市の所有とするもの（別紙 境界変更に伴う財産処分に関する協議書（案）） (2) 鴻巣市が所有する鴻巣市広田字向領等の道路及び水路を、行田市の所有とするもの（別紙 境界変更に伴う財産処分に関する協議書（案））
2 3. 【議案第35号】 行田市道路線の認定について 〔 所管部署 建設部 管理課 〕	1 趣 旨 都市計画法に基づく開発行為による帰属又は一部区間の廃止に伴う認定替えのため、それぞれ行田市道路線を認定しようとするものです。 2 内 容 (1) 次の道路線に関し、都市計画法に基づく開発行為により帰属されたため、市道路線の認定をするもの ア 市道第5.3-547号線（行田市桜町三丁目1658番5地先～8地先） イ 市道第6.3-654号線（行田市棚田町一丁目9番26地先～19地先） (2) 次の道路線に関し、一部区間の廃止に伴う認定替えのため、市道路線の認定をするもの ア 市道第7.3-107号線（行田市大字佐間字聖天木1281番地先～大字佐間字野合1451番1地先） イ 市道第9.3-132号線（行田市大字堤根字青柳通90番1地先～大字堤根字中通1039番1地先）
2 4. 【議案第36号】 行田市道路線の廃止について	1 趣 旨 周辺地域の土地利用の変化により路線を廃止しても公益上支障がない又は忍川下忍調節池整備の進捗に伴い、それぞれ行田市道路線を廃止し

〔 所管部署 建設部 管理課 〕	ようとするものです。 2 内 容 (1) 次の道路線に関し、路線を廃止しても公益上支障がないため、市道路線の廃止をするもの ア 市道第2. 3－5号線（行田市大字下中条字上元屋敷1 6 2 7番3地先～1 6 2 3番3地先） イ 市道第6. 3－7 7号線（行田市佐間一丁目2 3 7 6番1地先～1地先） ウ 市道第7. 3－1 0 7号線（行田市大字佐間字聖天木1 2 8 3番1地先～大字佐間字野合1 4 5 1番1地先） エ 市道第8. 3－1 9 2号線（行田市大字真名板字中宮1 2 5 4番1地先～1 2 5 5番1地先） (2) 次の道路線に関し、忍川下忍調節池整備の進捗に伴い、市道路線の廃止をするもの ア 市道第9. 3－8 9号線（行田市大字樋上字青柳6 1 0番1地先～6 0 0番1地先） イ 市道第9. 3－9 0号線（行田市大字樋上字青柳6 6 0番地先～大字樋上字武良内1 0番地先） ウ 市道第9. 3－9 1号線（行田市大字樋上字青柳7 2 0番1地先～7 5 1番1地先） エ 市道第9. 3－1 2 7号線（行田市大字樋上字青柳7 8 1番1地先～大字堤根字青柳通3 4番1地先） オ 市道第9. 3－1 3 2号線（行田市大字堤根字青柳通7 5番1地先～大字堤根字中通1 0 3 9番1地先） カ 市道第9. 3－1 3 3号線（行田市大字堤根字青柳通4 8番1地先～5 9番1地先） キ 市道第9. 3－1 3 4号線（行田市大字堤根字青柳通2 1番1地先～3 8番1地先）
2 5. 【議案第3 7号】 中学校教師用指導書等の取得について 〔 所管部署 学校教育部 教育指導課 〕	1 趣 旨 行田市立中学校の教員が使用する中学校教師用指導書等を取得しようとするものです。 2 内 容 (1) 品名 中学校教師用指導書及び教科書並びにデジタル教科書 (2) 数量 ア 教師用指導書 4 5 6冊 イ 教科書 3 4 8冊 ウ デジタル教科書 2 1 6冊 (3) 取得方法 随意契約 (4) 取得金額 金 2 5, 1 9 1, 3 7 3円（消費税及び地方消費税込み） (5) 契約の相手方 埼玉県行田市行田4番1号

	有限会社川島書店 代表取締役 川島 孝文
--	-------------------------